

宮城県特定大規模集客施設の立地の誘導等によるコンパクトで活力あるまちづくりの推進に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、宮城県特定大規模集客施設の立地の誘導等によるコンパクトで活力あるまちづくりの推進に関する条例（平成二十一年宮城県条例第一号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(集客施設)

第二条 条例第二条第二号の規則で定める用途は、場内車券売場及び勝舟投票券発売所とする。

(一の集客施設)

第三条 条例第二条第三号の一の集客施設として規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 屋根、柱又は壁を共通にする集客施設（当該集客施設が公共の用に供される道路その他の施設によって二以上の部分に隔てられているときは、その隔てられたそれぞれの部分）

二 通路によって接続され、機能が一体となっている二以上の集客施設

三 一の集客施設（前二号に掲げるものを含む。）とその附属建物をあわせたもの

（特定大規模集客施設が立地することによりコンパクトで活力あるまちづくりを促進すると認められる地域）

第四条 条例第二条第五号ハの規則で定める地域は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十二条の四第一項第一号に掲げる地区計画の区域のうち開発整備促進区（同法第十二条の五第四項に規定する開発整備促進区をいう。）で同条第二項第一号に掲げる地区整備計画が定められているものの区域（当該地区整備計画において同法第十二条の十二の土地の区域として定められている区域に限る。）とする。

(土地利用に関する計画)

第五条 条例第二条第六号への規則で定める土地利用に関する計画は、森林法（昭和二十六年法律第

二百四十九号) 第五条第一項の地域森林計画及び同法第十条の五第一項の市町村森林整備計画とする。

(基本方針の公表の方法)

第六条 条例第四条第四項の規定による公表は、インターネットの利用その他適切な方法により行うものとする。

(立地誘導地域等指定申請書等)

第七条 条例第五条第一項(同条第六項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による申請は、立地誘導地域等指定(変更・解除)申請書(様式第一号)により行わなければならない。

2 条例第五条第一項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 特定大規模集客施設の立地に関する基本構想
- 二 申請に係る地域に係る自然的条件及び社会資本、公共交通等の社会的条件
- 三 特定大規模集客施設の立地の状況
- 四 特定大規模集客施設の立地を誘導する区域又は誘導しない区域
- 五 前各号に掲げるもののほか、特定大規模集客施設の立地の誘導に関し知事が必要と認める事項

(公告の方法)

第八条 条例第五条第三項(同条第六項において準用する場合を含む。)による公告は、宮城県公報に đăng載して行うものとする。

(特定大規模集客施設新設届出書)

第九条 条例第六条第一項の規定による届出は、特定大規模集客施設新設届出書(様式第二号)により行わなければならない。

(特定大規模集客施設に附属する施設)

第十条 条例第六条第一項第三号の規則で定める特定大規模集客施設に附属する施設は、駐車場、駐輪場、荷さばき施設並びに廃棄物等（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第二条第一項に規定する廃棄物（以下この条において「廃棄物」という。）及び資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二条第四項に規定する再生資源をいう。）の保管施設及び廃棄物の処理施設とする。

（特定大規模集客施設の新設に関する届出の記載事項等）

第十一条 条例第六条第一項第十二号の規則で定める事項は、届出を担当する者の氏名、連絡先その他知事が必要と認める事項とする。

2 条例第六条第二項第六号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 法人にあつては登記事項証明書、個人にあつては住民票の写し
- 二 新設予定地の周辺の市町村の位置を明らかにした地図
- 三 新設予定地及びその周辺の土地の利用の現況を明らかにした地図
- 四 特定大規模集客施設の新設に係る敷地及び建築物の位置を明らかにした地図
- 五 特定大規模集客施設の新設に係る建築物内における集客施設の用途に供する部分の配置及び床面積を明らかにした図面
- 六 集客予定区域を明らかにした地図
- 七 新設予定地及びその周辺の土地の法令等による土地利用の規制の状況
- 八 特定大規模集客施設の棟数及び階数並びに駐車場及び駐輪場の収容台数  
（建築確認等）

第十二条 条例第六条第三項（条例第八条第五項において準用する場合を含む。）の規則で定める処分は、次に掲げるものとする。

- 一 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第六条の二第一項に規定する国土交通大臣又は知事が指定した者の確認

二 森林法第十条の二に規定する知事の許可

三 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四条第一項及び第五条第一項に規定する知事又は農林水産大臣の許可

四 都市計画法第二十九条第一項及び第二項並びに第三十五条の二第一項に規定する知事又は指定都市等の長の許可

五 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項の規定により前三号に掲げる知事の許可に係る事務を処理することとされた市町村の長又は当該市町村の長から同法第八十条の二の規定による委任を受けたものの当該許可

（特定大規模集客施設の新設に関する届出の公告及び縦覧場所）

第十三条 条例第六条第五項による公告は、掲示場に掲示して行うものとする。

2 条例第六条第五項の規定により縦覧に供する場所は、次に掲げる場所のうちから、できる限り縦覧する者の参集の便を考慮して定めるものとする。

一 県の庁舎その他の県の施設

二 市町村の協力が得られた場合にあつては、市町村の庁舎その他の市町村の施設

三 前二号に掲げるもののほか、知事が相当と認める施設

（準用規定）

第十四条 前条第一項の規定は、条例第八条第四項、第九条第二項、第十一条第六項、第十二条第三項、第四項及び第六項並びに第十三条第三項、第四項及び第六項の規定による公告について準用する。

2 前条第二項の規定は、条例第八条第四項、第十一条第六項、第十二条第三項及び第六項並びに第十三条第三項及び第六項の規定により縦覧に供する場所について準用する。

（特定大規模集客施設の新設とみなされない場合）

第十五条 条例第六条第六項の規則で定める場合は、特定大規模集客施設の床面積の合計又は店舗面

積の合計が、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める床面積の合計に一万平方メートル又は店舗面積の合計に六千平方メートルを加えた面積を超えない場合とする。

一 条例第六条第一項の規定による届出をしている場合（次号に該当する場合を除く。） 営業を開始した日における床面積又は店舗面積の合計

二 条例第六条第六項の規定による届出をしている場合 当該届出に係る床面積又は店舗面積の増加をした後の床面積又は店舗面積の合計

（特定大規模集客施設事前変更届出書）

第十六条 条例第八条第一項の規定による届出は、特定大規模集客施設事前変更届出書（様式第三号）により行わなければならない。

2 前項の特定大規模集客施設事前変更届出書には、条例第八条第一項に規定する事項の変更により条例第六条第二項第四号又は第五号に掲げる事項に変更が生ずるときは、変更後の条例第六条第二項第四号又は第五号に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。

（特定大規模集客施設事後変更届出書）

第十七条 条例第八条第二項の規定による届出は、特定大規模集客施設事後変更届出書（様式第四号）により行わなければならない。

2 前項の特定大規模集客施設事後変更届出書には、条例第八条第二項に規定する事項の変更により第十一条第二項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の第十一条第二項各号に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。

（変更の届出の添付書類）

第十八条 条例第八条第三項第四号の規則で定める事項は、第十一条第二項各号に掲げる事項のうち、条例第八条第一項に規定する事項の変更により変更が生ずるものとする。

（軽微な変更）

第十九条 条例第八条第一項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 特定大規模集客施設の床面積又は店舗面積を減少させるもの

二 特定大規模集客施設の床面積又は店舗面積を増加させるものであって、増加後の特定大規模集客施設の床面積又は店舗面積の合計が、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める床面積又は店舗面積の合計に千平方メートルを加えた面積を超えないもの

イ 条例第六条第一項の規定による届出をしている場合であつて、条例第八条第一項の規定による届出をしていない場合 当該届出に係る床面積又は店舗面積の合計

ロ 条例第八条第一項の規定による届出をしている場合 当該届出に係る床面積又は店舗面積の増加をした後の床面積又は店舗面積の合計

(特定大規模集客施設新設中止届出書)

第二十条 条例第九条第一項の規定による届出は、特定大規模集客施設新設中止届出書（様式第五号）により届け出なければならない。

(中止の届出の公告)

第二十一条 条例第九条第二項の規定による公告は、同項に規定する事項のほか、次に掲げる事項について行うものとする。

一 特定大規模集客施設の名称

二 特定大規模集客施設を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

三 特定大規模集客施設の新設予定地の所在地  
(準用規定)

第二十二条 前条の規定は、条例第十一条第六項、第十二条第三項、第四項及び第六項並びに第十三条第三項、第四項及び第六項の規定による公告について準用する。

(説明会の開催)

第二十三条 条例第十条第一項の説明会は、当該立地市町村及び知事が指定する市町村の区域内に居

住する者等を対象に、知事が指定する区域内において、知事が指定する回数以上開催するものとする。

（説明会の開催の周知）

第二十四条 条例第十条第二項の規定による周知は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 特定大規模集客施設の名称
- 二 特定大規模集客施設を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

三 特定大規模集客施設の新設予定地の所在地

四 説明会を開催する日時及び場所

2 前項の周知は、次に掲げる方法のうち、適切な方法により行うものとする。

- 一 市町村の協力を得て、市町村の公報又は広報紙に掲載する方法
- 二 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法
- 三 前二号に掲げるもののほか、知事が適当と認める方法

（説明会開催計画書）

第二十五条 条例第十条第四項の規定による通知は、説明会開催計画書（様式第六号）により行うものとする。

（説明会開催結果報告書）

第二十六条 条例第十条第五項の規定による報告は、説明会開催結果報告書（様式第七号）により行うものとする。

2 前項の説明会開催結果報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 周知したことを証する書類
- 二 説明会において配布した資料  
（新設届出意見書等）

第二十七条 知事は、条例第十一条第一項の規定によるコンパクトで活力あるまちづくりの推進の見地からの意見及びその理由の聴取は、新設（変更）届出意見書（様式第八号）により行うものとする。

（新設届出住民等意見書等）

第二十八条 条例第十一条第二項の規定によるコンパクトで活力あるまちづくりの推進の見地からの意見及びその理由の陳述は、新設（変更）届出住民等意見書（様式第九号）により行うものとする。

（見解等報告書）

第二十九条 条例第十二条第五項の規定による知事からの意見についての見解及びその理由の報告は、見解等報告書（様式第十号）により行わなければならない。

（勧告対応報告書）

第三十条 条例第十三条第五項の規定による報告は、勧告対応報告書（様式第十一号）により行わなければならない。

（公表等）

第三十一条 条例第十五条第一項及び第二項の規定による公表は、これらの規定に定めるものほか、次に掲げる事項について行うものとする。

一 特定大規模集客施設の名称

二 特定大規模集客施設の新設予定地の所在地

三 条例第十三条第一項若しくは条例第十四条第二項若しくは第三項の規定による勧告に従わない者、条例第十四条第三項の規定による命令に違反して届出をしない者又は条例第六条第一項若しくは条例第八条第一項の規定による届出をするときにおいて虚偽の届出をした者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

四 条例第十二条第一項の規定による知事の意見及び条例第十三条第一項又は条例第十四条第二

項若しくは第三項の規定による勧告の内容

2 前項の公表は、インターネットの利用その他適切な方法により行うものとする。

3 条例第十五条第三項の規定による意見の陳述は、意見陳述書（様式第十二号）により行うものとする。

（営業開始報告書）

第三十二条 条例第十六条の規定による営業開始の報告は、営業開始報告書（様式第十三号）により行うものとする。

（地域貢献活動計画書）

第三十三条 条例第十八条第一項の規定による提出は、地域貢献活動計画書（様式第十四号）により行うものとする。

（地域貢献活動計画の公表）

第三十四条 条例第十八条第二項（条例第二十条第二項において準用する場合を含む。）の規定による公表は、インターネットの利用その他適切な方法により行うものとする。

（地域貢献活動変更計画書）

第三十五条 条例第二十条第一項の規定による提出は、地域貢献活動変更計画書（様式第十五号）により行うものとする。

（地域貢献活動実施状況報告書等）

第三十六条 条例第二十一条第一項の規定による報告は、地域貢献活動実施状況報告書（様式第十六号）により行うものとする。

2 条例第二十一条第二項の規定による公表は、インターネットの利用その他適切な方法により行うものとする。

（報告の徴収）

第三十七条 条例第二十八条の規定による報告の求めは、文書により行うものとする。

(条例附則第三項に規定する規則で定める場合)

第三十八条 条例附則第三項の規則で定める場合は、特定大規模集客施設の営業を開始した日における床面積の合計に一万平方メートル又は店舗面積の合計に六千平方メートルを加えた面積を超えない場合とする。

(委任)

第三十九条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成二十二年一月一日から施行する。ただし、第一条から第八条及び第三十九条の規定は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成二三年規則第七六号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二四年規則第五六号)

(施行期日)

1 この規則は、平成二十四年七月九日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の宮城県特定大規模集客施設の立地の誘導等によるコンパクトで活力あるまちづくりの推進に関する条例施行規則の規定による様式第二号は、当分の間、改正後の宮城県特定大規模集客施設の立地の誘導等によるコンパクトで活力あるまちづくりの推進に関する条例施行規則の規定によるものとみなす。